日 調 連 発 第 ４ ４ 号
平成２７年５月１２日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（参考送付）

法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長（東京、静岡、新潟、松江及び福岡以外は、参考送付）あて標記の依命通知が別添のとおり発せられた旨情報提供がありましたので、参考のため送付します。

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第２７９号
平成２７年５月８日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（東京，静岡，新潟，松江及び福岡以外は，参考送付）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（依命通知）

標記については，平成２６年１２月２５日付け法務省民二第８５２号法務省民事局長通達（以下「本通達」という。）において，本通達の別紙の３及び８については本年２月２３日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが，当該登記所ごとに別に定める日（本年６月分）については，下記のとおりとされましたので，通知します。

また，当該登記所ごとに別に定める日（本年５月分）については，本年４月２１日付け法務省民二第２６２号をもって通知したところですが，今般，新潟地方法務局佐渡支局について，本年６月１日に変更されましたので，併せて通知します。

記

１　平成２７年６月１日（月）

東京法務局	港出張所
同	渋谷出張所
同	立川出張所
新潟地方法務局	三条支局
同	柏崎支局
同	南魚沼支局

松江地方法務局　出雲支局
同　益田支局
福岡法務局　北九州支局
同　行橋支局
同　福間出張所
同　八幡出張所

２　平成２７年６月１５日（月）

東京法務局
同　八王子支局
静岡地方法務局　藤枝支局
新潟地方法務局　長岡支局
同　上越支局
同　新津支局
松江地方法務局
同　浜田支局
同　西郷支局
福岡法務局　飯塚支局
同　直方支局
同　田川支局
同　西新出張所
同　筑紫支局